

○徳島大学学章取扱要領

平成13年10月19日

制定

1 趣旨

徳島大学学章（以下「学章」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）を象徴するものであることを認識し、その取扱いはこの要領の定めるところによる。

2 学章の形状等

(1) 学章の形状は、次のとおりとする。

（形状の説明）

UNIVERSITYとTOKUSHIMAの頭文字であるUとTを基調としてデザインされた。背面に配置された四角形は、徳島大学の位置する四国を示す。Uの重なりは、大学の学術と教育の成果が地域や国際社会の発展に貢献し、知と文化がこだまのように継承されていく姿を象徴する。全体の色調は、四国を発して世界に羽ばたく人材を生み出す悠久の流れを象徴する吉野川と、若人の夢を象徴する徳島の青い空、青い海、さらには徳島の誇る特産物である藍の色などをイメージした。

(2) 色彩は、プロセスカラー（3色）を使用し、一番奥の四角と手前のUの縁取りは、C=100%、M=65%を、Tと奥のUは、C=100%、Y=10%を、真ん中のUは、C=50%とする。

(3) 寸法の割合は、別図のとおりとする。

(4) 学章の形状は、改変して使用してはならない。ただし、大学名等は使用の用途により、学章と組み合わせて表示することができるものとする。

3 使用の範囲

学章の使用の範囲は、下記のとおりとする。なお、使用する場合は、尊厳と品位を損なわないように配慮しなければならない。

- (1) 本学の学旗
- (2) 本学が発行する印刷物
- (3) 本学が作成する物品及び文具類等
- (4) 本学の学生の諸団体が課外活動に使用する団旗及び用具類等
- (5) その他学長が適当と認めるもの

4 使用の手続き

前項第4号及び第5号の規定により学章を使用する場合は、別紙様式により、学長に届け出なければならない。

5 事務

学章に関する事務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この要領は、平成13年10月19日から実施する。

附 則（平成16年10月1日改正）

この要領は、平成16年10月1日から実施する。

附 則（平成22年5月21日改正）

この要領は、平成22年7月1日から実施する。

附 則（平成31年2月25日改正）

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

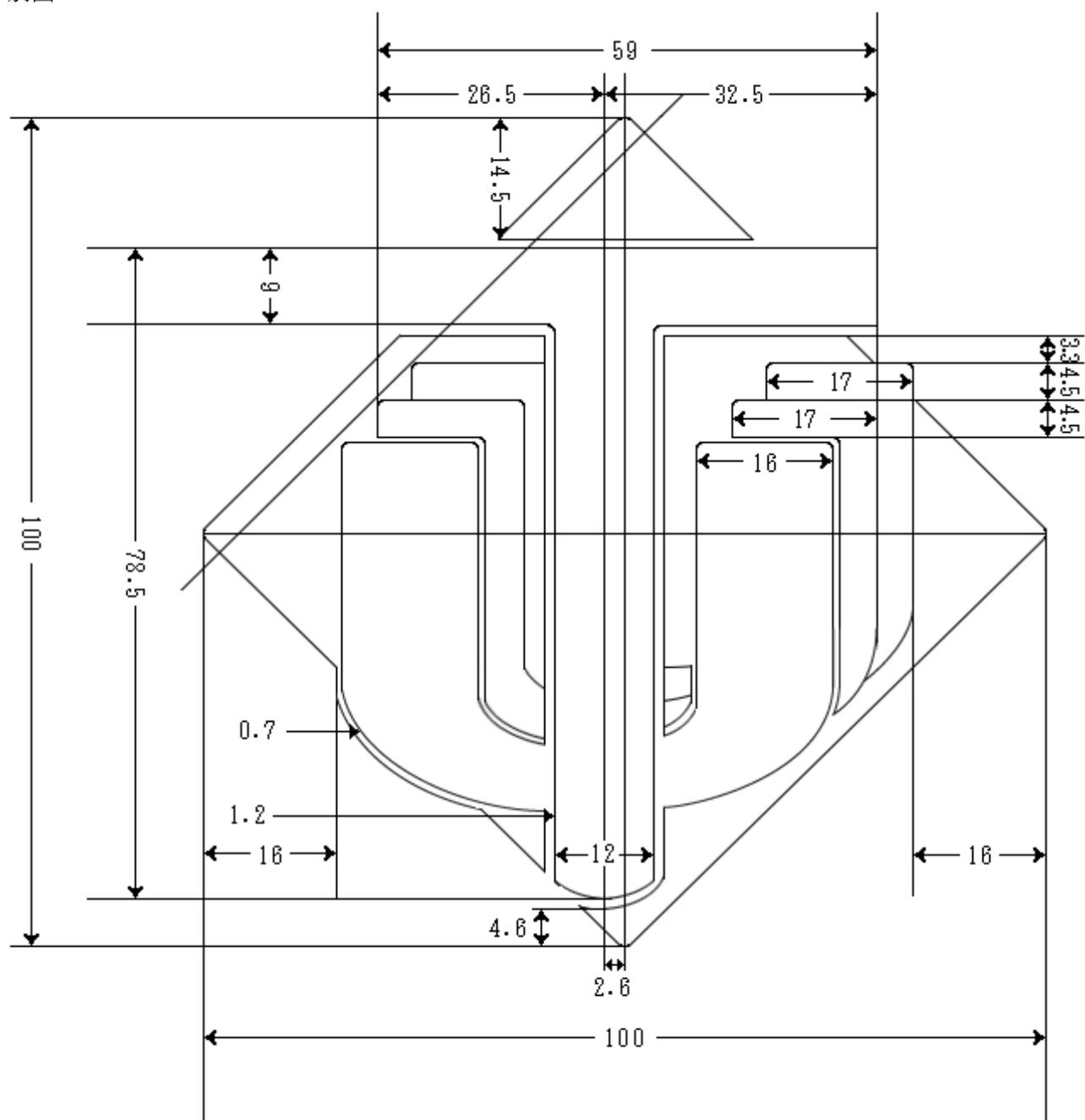
附 則（令和3年3月29日改正）

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月8日改正）

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

別図



別紙様式

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

使用団体名
所属学部・学年
代表者名

徳島大学学章使用届

下記のとおり学章の使用をしたいので、お届けします。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 備 考

別紙様式